

福島県特別栽培農産物認証要綱

(目的)

第1 近年、安全性を求める消費者のニーズが高まる中で、より環境にやさしい農業の実践や農産物に対する適切な表示が求められてきている。

このため、一定の栽培方法に対する認証制度について定め、環境にやさしい農業の振興を図るとともに、当該栽培方法により生産された県産農産物に対する消費者の信頼性の向上及び流通の円滑化を図ることにより本県農産物のイメージアップに寄与することを目的とする。

(認証)

第2 「認証」とは、生産された農産物が「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」(平成4年10月1日付け4食流第3889号農産園芸局長、食品流通局長、食糧庁長官通達。以下「ガイドライン」という。)に基づく特別栽培農産物の栽培方法であることを認証することをいう。

(対象農産物)

第3 本要綱の対象となる農産物は、福島県内において生産される米(農産物検査法(昭和26年法律第144号)による証明を受ける米及び当該玄米を原料とした精米をいう。)、野菜、果実(加工したものを除く。)、穀類(米を除く。)、豆類等で乾燥調製したもののうち別紙に掲げるものであって、不特定多数の消費者に販売されるものとする。

(福島県特別栽培農産物認証協議会)

第4 県は次の業務を行うために福島県特別栽培農産物認証協議会(以下、「協議会」という。)を設置するものとする。

- (1) 福島県特別栽培農産物認証制度に関する事項
- (2) 第2に規定する認証を実施する機関(以下、「認証機関」という。)の登録に関する事項
- (3) 認証機関に対する業務検査に関する事項
- (4) その他目的達成のために必要な事項

2 協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

(認証機関)

第5 認証機関は、市町村又は民間団体とする。

(認証機関の登録)

第6 認証機関の登録を受けようとする者は、別に定める手続に従い、協議会会長に登録を申請するものとする。

2 協議会会長は、前項の規定による登録の申請が次の各号に掲げる要件の全てに適合していると認められる場合は、その登録を行うものとする。

- (1) 認証業務に従事する者の資格及び人員が、別に定める基準に適合すること。
- (2) 法人格を有しており、かつ、指導・検査及び認証事務処理にかかる体制が整備されていること。

(業務規程)

第7 認証機関は、別に定める特別栽培農産物に係る認証に関する特別栽培農産物認証業務規程（以下「業務規程」という。）を作成するものとする。

(帳簿の整備)

第8 認証機関は、認証について記録するための別に定める帳簿を備え、認証に関する申請書類、検査報告書等とともに、これを5年間保存しなければならない。

(認証機関の登録の取消)

第9 協議会会長は、認証機関が第6第2項に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったとき、または認証機関として不相当であると認められるときには、その登録を取消することができるものとする。

2 協議会会長は、前項の規定により登録を取り消された認証機関に対して、取消の日から1年間は登録を行わないものとする。

(認証の表示)

第10 認証機関が認証した特別栽培農産物（以下「認証農産物」という。）については、認証されたことを示す特別な表示（以下「認証票」という。）を付することができるものとする。

(県の支援・指導)

第11 県は、関係機関及び団体と連携しながら、特別栽培農産物に係る認証が円滑かつ適切に行われるよう生産者等に対して、次に掲げる支援及び指導を行うものとする。

- (1) 研修会及び講習会の開催
- (2) 認証制度の普及啓発
- (3) 表示の適正化指導
- (4) その他認証が円滑かつ適切に行われるために必要な事項

(生産者等の役割)

第12 特別栽培農産物に係る認証を受けようとする生産者及び精米業者は、地域との連携と協力を努めるとともに、適正な生産、精米、出荷及び販売に努めるものとする。

2 特別栽培農産物に係る認証を受けようとする生産者及び精米業者は、農産物及び精米に関する情報を消費者、販売業者、流通業者等に積極的に提供し、相互の理解と信頼の向上に努めるものとする。

3 認証農産物の流通・販売過程において、消費者との間で認証農産物に係る問題が発生した場合は、認証を受けた者がその責を負うものとする。

(販売業者等の役割)

第13 販売業者及び流通業者は、認証農産物及び精米を適正に流通させるとともに、消費者に対し生産に関する情報を適切に提供するものとする。

2 販売業者及び流通業者は、認証票を不正に作成し、又は使用してはならない。

3 販売業者及び流通業者は、認証農産物及び精米の流過程において、特別栽培農産物

以外の農産物及び精米が混入したとき、もしくは化学合成された薬剤等の添加又は処理が行われたときは、認証票の表示を削除するものとする。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか、認証等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年12月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、同日以後に生産される特別栽培農産物から適用するものとする。

ただし、平成16年3月31日以前に生産された特別栽培農産物について、本要綱を適用することは差し支えないものとする。

附 則

この要綱は、平成16年6月18日から施行し、同日以後に播種する特別栽培農産物から適用するものとする。

ただし、平成16年6月17日以前に播種した特別栽培農産物について、本要綱を適用することは差し支えないものとする。

附 則

この要綱は、平成16年12月14日から施行し、同日以後に播種する特別栽培農産物から適用するものとする。

ただし、平成16年12月13日以前に播種した特別栽培農産物について、本要綱を適用することは差し支えないものとする。

附 則

この要綱は、平成17年2月28日から施行し、同日以後に播種する特別栽培農産物から適用するものとする。

ただし、平成17年2月28日以前に播種した特別栽培農産物について、本要綱を適用することは差し支えないものとする。

附 則

この要綱は、平成18年2月22日から施行し、同日以後に播種する特別栽培農産物から適用するものとする。

ただし、平成18年2月22日以前に播種した特別栽培農産物について、本要綱を適用することは差し支えないものとする。

附 則

この要綱は、平成19年3月26日から施行し、同日以後に播種する特別栽培農産物から適用するものとする。

ただし、平成19年3月26日以前に播種した特別栽培農産物について、本要綱を適用することは差し支えないものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、同日以後に播種する特別栽培農産物から適用するものとする。

ただし、平成20年4月1日以前に播種した特別栽培農産物について、本要綱を適用することは差し支えないものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に播種する特別栽培農産物から適用するものとする。

ただし、平成25年4月1日以前に播種した特別栽培農産物について、本要綱を適用することは差し支えないものとする。

別 紙

(1) 穀類

米 麦類 大豆 そば 小豆 エゴマ 紅花いんげん ナタネ ラッカセイ

(2) 野菜Ⅰ（化学農薬使用回数を算定する際、30日当たりの使用回数の定めがあるもの）

きゅうり トマト ミニトマト いちご さやいんげん ピーマン なす
かぼちゃ オオバ ニガウリ(ゴーヤ)

(3) 野菜Ⅱ（野菜Ⅰ以外のもの）

だいこん キャベツ ブロッコリー はくさい こかぶ にら ほうれんそう
しゅんぎく アスパラガス ねぎ 結球レタス グリンピース
さやえんどう（スナップエンドウを含む） 未成熟そらまめ たまねぎ みずな
未成熟とうもろこし えだまめ あさつき うど ごぼう にんじん
ばれいしょ さといも ながいも オクラ ヤーコン なばな類 コマツナ
ニンニク

(4) 果樹

もも りんご 日本なし 西洋なし かき ぶどう おうとう すもも
イチジク キウイフルーツ ウメ ブルーベリー ネクタリン